

だい 第1 障がい福祉計画の策定にあたって

1 障がい福祉計画策定の趣旨と目的

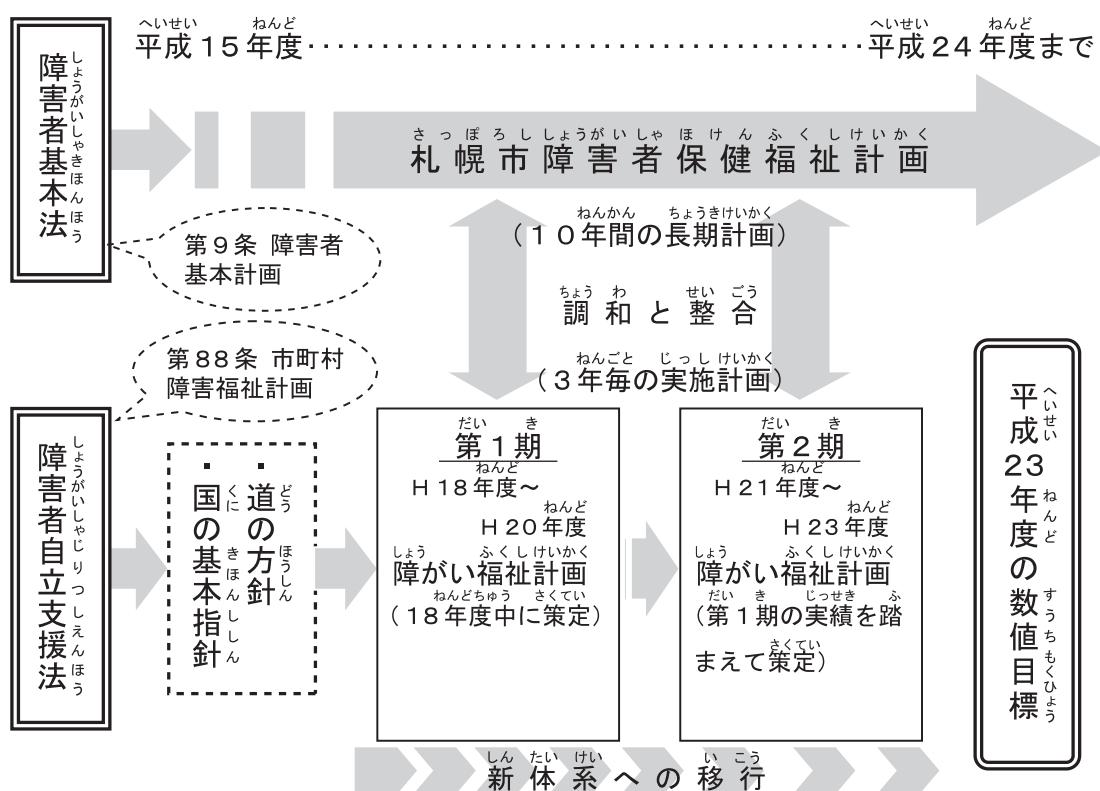
平成15年度に始まった支援費制度は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、「施設から地域へ」という障がい者の地域生活を重視する大きな流れをつくりだしました。

本市においては平成15年3月、「共生・共感・共同」を基本理念とした札幌市障害者保健福祉計画を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

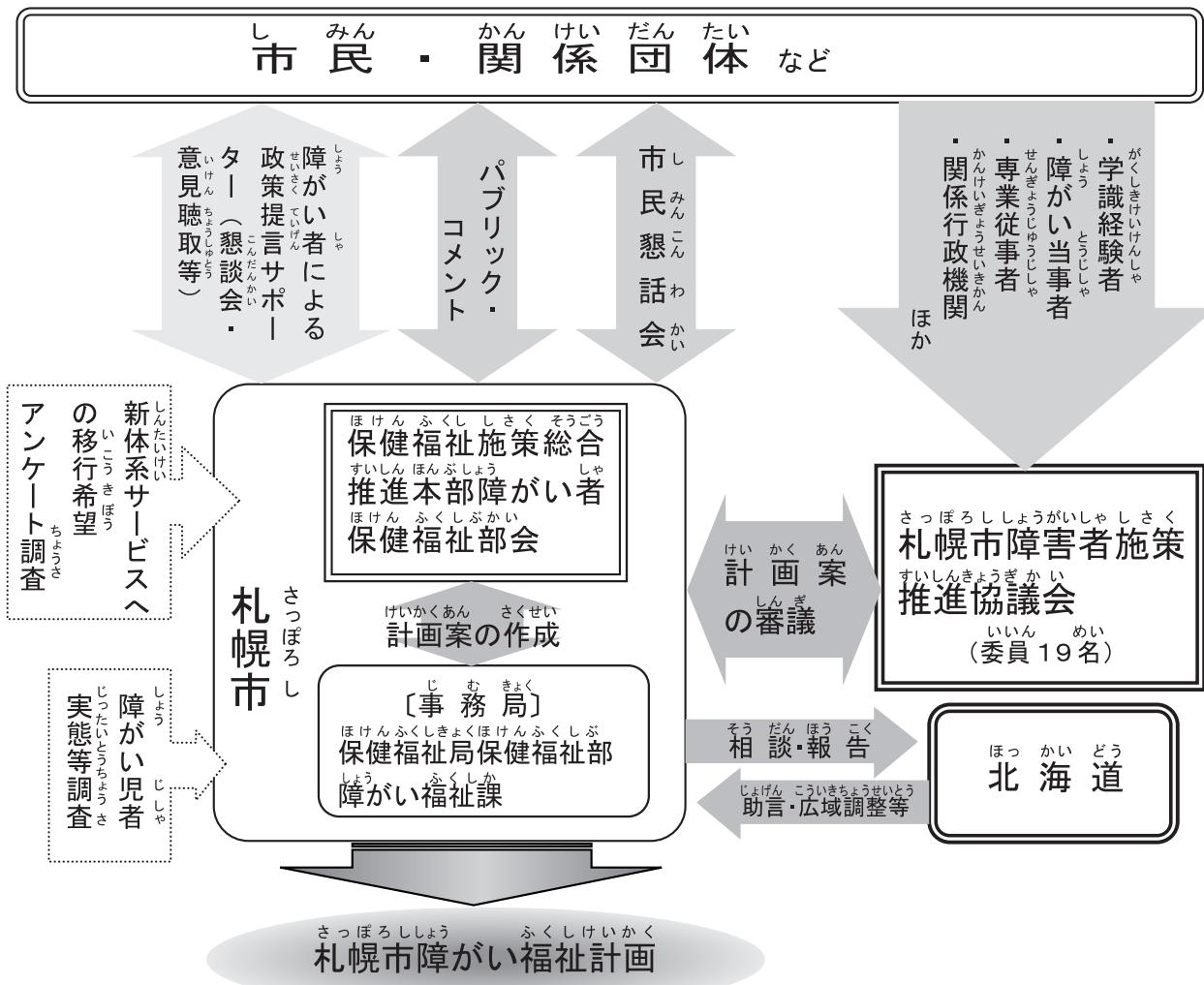
平成18年4月からは、障害者自立支援法が施行され、それまでのさまざまな課題の解決をめざすとともに、制度の持続的な安定をはかることとなりました。

このように、障がい施策が大きく変わりつつある中で、この障がい福祉計画は、障がいのある方たちが必要とするサービスを一元的に安定して利用できるよう、障害者自立支援法第88条に基づき、各種サービスについて、3年ごとの必要な見込量の数値目標や見込量確保のための方策を定めるものです。第1期は、平成18年度～平成20年度までです。

2 障がい福祉計画の位置付け



3 障がい福祉計画策定の体制



だい 第2 障がい福祉計画の基本理念

1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自分で住む場所を選び、必要な障害福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現をはかっていくことを基本として、サービス提供基盤の整備を進めます。

2 三障がいの一元化

従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ちおくれている精神障がい者に対するサービスの充実をはかるとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応して、障がい者の生活を地域全体で支える体制をととのえるため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源も活用して、基盤整備を進めます。

だい 第3 障害福祉サービスについての基本的な考え方

1 どこででも必要な訪問系サービスを保障

立ちおくれている精神障がい者などに対するホームヘルプ等訪問系サービスの充実をはかり、どこでも必要なサービスを提供できるよう努めます。

2 希望する障がい者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者が日中活動サービスを利用できるようにします。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

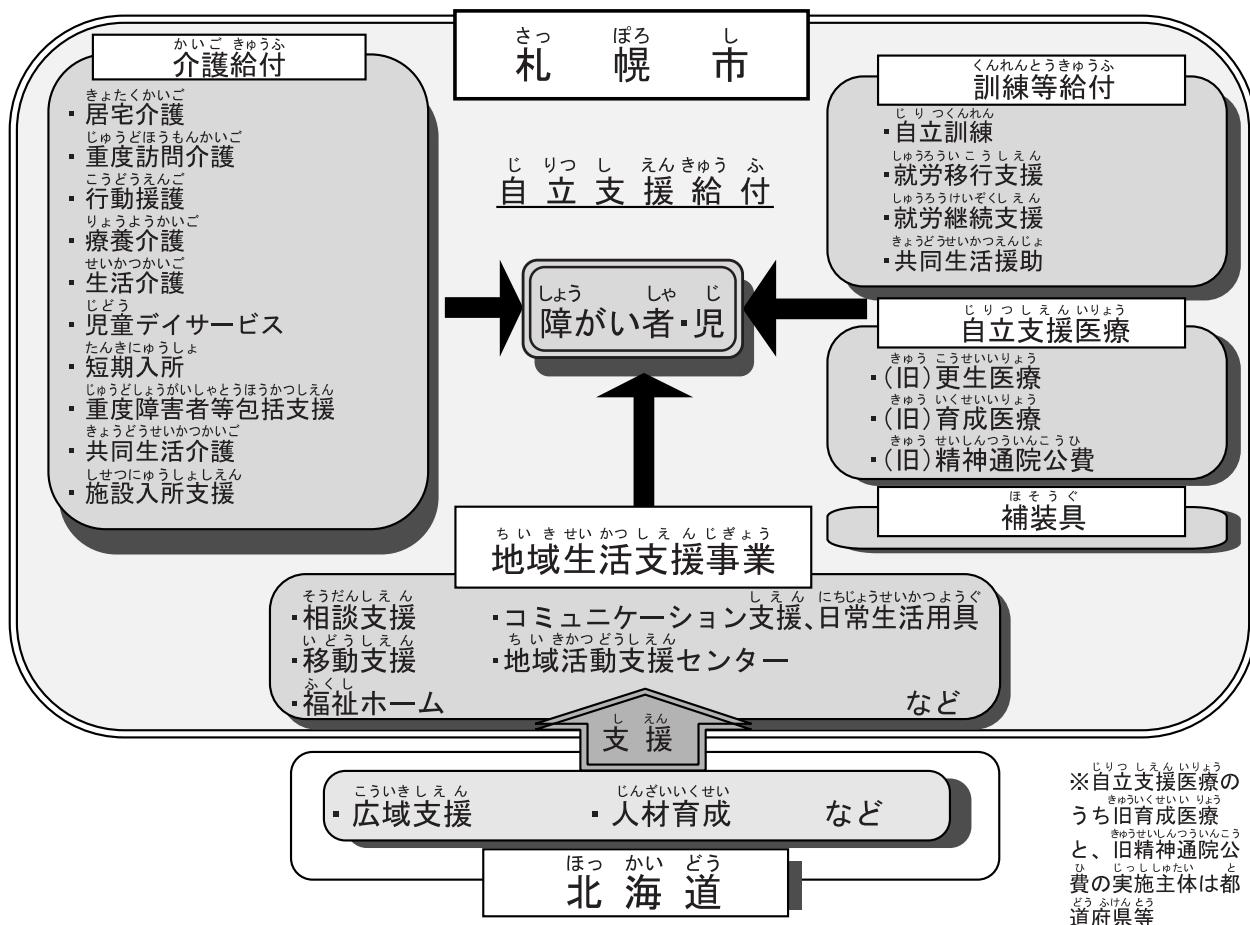
地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

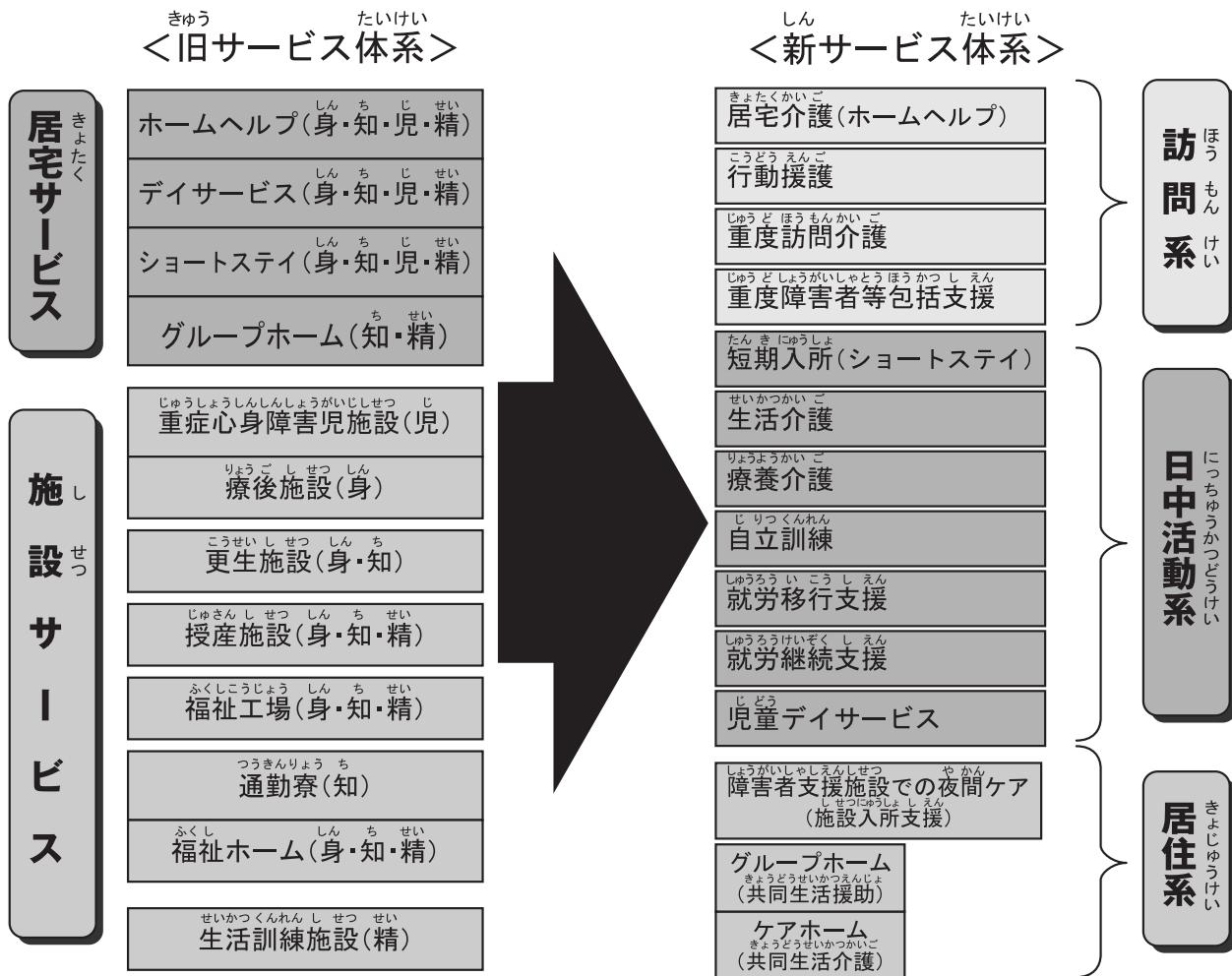
就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

だい 第4 障害者自立支援法による新しい体系

1 総合的な自立支援システム（自立支援給付＋地域生活支援事業）



2 福祉サービスの体系



※このほか、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化。

3 施設・事業体系

障がい者の状態やニーズに応じた支援が効率的に行われるよう、障がい種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系が、6つの日中活動に再編されました。

- 「地域生活支援」「就労支援」などの新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- 施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- 入所期間の長期化などの問題を解消するために、1人1人の利用者が、身近なところで効果的・効率的にサービスを利用できるようにします。

